

平成20年度 町民税・県民税の課税について

町民税・県民税の 申告相談を実施しています

町では町民税・県民税の申告が必要と思われる方を対象に申告相談を実施しています。対象者には申告相談の案内を通知しています。

なお、申告は随時受け付けていますので、申告を済ませていない人はお早めに申告をお願いいたします（都合のよい時に役場1階税務課窓口へお越しください）。

◆対象

- ①前年に町民税・県民税が課税されていて、今回申告していない方または給与支払報告書（年金を含む）が町に提出されていない方に
 - ②不動産収入または報酬（外交員報酬を含む）等があり、申告をしていない方に
 - ③公共事業の用地買収に伴う土地や建物等の譲渡所得等があり、申告をしていない方（特別控除を受けるには申告が必要です）
- ※上里町高齢者事業団からの報酬があり、申告をしてい

ない方は申告をしてください。

※生活保護を受給されている方、寡婦・寡夫の方、譲渡所得等のあった方は申告相談の際、事前に申し出てください。

※内容により、所得税の申告が必要になる場合があります。

所得・課税証明書等の 発行について

これから申告をする方で、所得・課税証明書等が必要な場合は、申告の後に発行します。その申告により町民税・県民税が課税される方については、後日、納税通知書を送付します。

扶養控除の確認について

申告書または給与支払報告書（年金を含む）に基づき、扶養の確認をしています。次の①②に該当する方には電話または文書で問い合わせをする場合がありますので、ご協力をお願いします。また、町外の方を扶養している場合

は、被扶養者の居住している市区町村へ、被扶養者の合計所得等の問い合わせを行います。

①重複して扶養をとっている場合（複数の納税義務者が同一の方を扶養対象親族とすることはできません）

②確定申告または給与支払報告書（年金を含む）に扶養の記載があるが、その扶養者を特定できない場合

※確認の結果、扶養等を取り消した場合は、本人または勤務先に税額変更の通知を送付します。

寡婦控除の確認について

夫と死別又は離婚し、再婚していない方について、扶養親族あるいは総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子を有することが、寡婦控除を受ける要件です。該当していない場合は、控除を取り消します。また、本人への確認の問い合わせをすることもありますのでご了承ください。

配当所得の確認について

配当所得があった方で所得税がすでに源泉徴収されている方であっても、別に住民税が課税される場合があります。

奥さんのパート収入と税金について（平成20年度用）

パート収入	奥さん自身の税金		夫の配偶者控除等		
	町県民税	所得税	町県民税	所得税	
0 ~ 930,000					配偶者控除
930,001 ~ 1,000,000	均等割4,000円	—	33万円	38万円	
1,000,001 ~ 1,030,000	均等割4,000円 + 所得割10%	5%	33万円	38万円	配偶者特別控除
1,030,001 ~ 1,049,999			33万円	36万円	
1,050,000 ~ 1,099,999			31万円	31万円	
1,100,000 ~ 1,149,999			26万円	26万円	
1,150,000 ~ 1,199,999			21万円	21万円	
1,200,000 ~ 1,249,999			16万円	16万円	
1,250,000 ~ 1,299,999			11万円	11万円	
1,300,000 ~ 1,349,999			6万円	6万円	
1,350,000 ~ 1,399,999			3万円	3万円	
1,400,000 ~ 1,409,999			—	—	
1,410,000 ~					

[Aさんからの質問]

私は夫の扶養になっています。パート収入がどのくらいまでだったら扶養でいられるでしょうか。また、どのくらいになると税金がかかりますか。なお、私にはパート収入以外はありません。

[答え]

税法上の扶養となれるのは、給与が年収103万円以下の方です。

この範囲ですと、本人の所得税は非課税です。しかし町県民税は、年間93万円を超えると課税になります。また夫も、妻の収入103万円までは配偶者控除、103万円から141万円未満までは配偶者特別控除が受けられます。

なお、社会保険における扶養や、手当の基準などは、これとは別に基準がありますので、夫の会社等に確認してください。

※夫は、合計所得が100万円を超える場合は、配偶者特別控除を受けることができません。
※配偶者以外の親族については、給与収入103万円（所得38万円）以下が扶養控除の範囲となります。

す。該当する場合は、小額の配当所得であっても住民税は課税になりますので、確認が取れ次第課税をさせていただきますのでご了承ください。また、状況によっては、申告をすることにより所得税の還付を受けられる場合もあります。

税源移譲時の年度間における所得変動に伴う住民税減額措置について

税源移譲により、「住民税の負担が増加した」のに「所得税の負担が軽減しなかった」方については、平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額が減額・還付される場合があります。この減額措置の適用を受ける場合は、「減額申告書」の提出が必要となります。また、減額申告が済みでない方はお早めにお願ひします。

※町で収入状況が把握できる方には、事前に案内を通知しております。

★問い合わせ

税務課 住民税係「☎35-11220内1131」



建物の用途を
変更された方へ
〜事業用⇄家庭用〜

平成20年中に用途を変更した建物はありませんか？
例えば、以前は店舗として使用していた建物を、現在は住宅の一部(物置)として使用している場合などのように、事業用から家庭用、または家庭用から事業用に用途が変更された場合には、『建物用途変更』の手続きをお願いします。

なお、平成20年以前に変更された建物も対象となりますので、同様に手続きを行ってください。

◆申告方法

役場1階税務課①番窓口で手続きを行ってください。

◆持参するもの

印鑑

◆申告期間

12月19日(金)まで

※申告いただいた建物については、税務課職員が現地の確認に伺います。

◆問合せ

税務課資産税係「☎35-1220内1111」

**税の納付は便利、
確実な『口座振替』で**

忙しくて納期ごとに金融機関に行く暇がなかったり、つい納期を忘れそうになったり…。口座振替にすればそんな心配はいりません。一度手続きをすると翌年度からも自動的に継続されます。手続きは簡単です。詳しくは口座をお持ちの金融機関、または税務課収税係までお問合せください。

◆問合せ

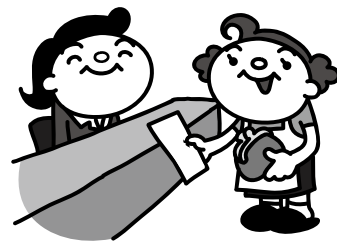
税務課収税係「☎35-1220内1121」

**『滞納整理特別対策』
実施中です！**

日曜日に、役場課長等と税務課等職員が、町内において滞納整理を実施しています。

これは、収納率を向上させ、『税の安定確保』をはかり、住民の福祉向上に資するための全庁的な取り組みとして推進

しているものです。税は、納期限内の納付をお願いします。便利な口座振替をご利用ください。



ちょっと待って！その振込み大丈夫？

まだまだ減らない、振込め詐欺。性急にお金の還付や振込みを要求する電話はほとんど振込め詐欺とと考えてください。ATMに出かける前に落ち着いてもう一度冷静に考えてみましょう。税務署や役場がATMで税金や医療費の還付を行なうことは絶対にありません。

また、「事故を起こして示談金が必要」、「会社の金を横領した、ばれると罪になる」などはだましの文句だと思ってください。電話だけで示談金などを振込まないように注意が必要です。『ちょっと待て、振込みの前に再確認』を励行してください。



こんにちは
保健師です

保健センターからのお知らせ

問合せ…保健センター [☎33-2550]

流行する前に！『インフルエンザ予防接種』をしてください

町では、次に該当する方に対して、インフルエンザ予防接種を行います。

- 実施期間…平成20年10月1日(水)から平成21年1月10日(土)
- 該当者
 - ①65歳以上の方(昭和18年12月31日以前に生まれた方)
…9月下旬に対象者全員に通知します。(実施期間中に65歳を迎える方には順次発送していきます)接種を希望する方は指定実施機関に申し込みの上、接種してください。
 - ②60歳以上65歳未満の方(昭和19年1月1日～昭和23年12月31日に生まれた方)で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を認定された方(身体障害者手帳1級、または同程度の方)のうち接種を希望される方は、保健センターへお申し込みください。
- 料 金…自己負担額1,000円(生活保護世帯の方は無料)
- 回 数…実施期間内1回
- 接種場所…指定実施機関(一覧表を通知に同封)

まだ間に合います！子宮頸部がん個別検診！

- ◆実施期間：平成20年10月31日(金)まで
- ◆対象者：20歳以上の方(年齢基準日は平成21年3月31日です)
*すでに、集団検診・個別検診を受診済みの方は対象になりません。
- ◆申込み方法等：①受診希望の方は必ず電話等で保健センターへ申込みをしてください。受診券を送付いたします。
②受診券がお手元に届きましたら、同封されている指定医療機関から選び予約をしてください。
- ◆検診場所：本庄市児玉郡内の医療機関
- ◆料 金：1700円(70歳以上の方は無料です)
- ◆持 ち 物：保健センターより送付した受診券及び料金

インフルエンザにかからないために流行する前から予防を早めに習慣づけておきましょう

- 外から帰ったらうがい・手洗いを励行する
- 過労せず、十分な休養と栄養を摂る
- 睡眠不足などの不摂生を避ける
- 室内の乾燥に気をつける
- 他人の咳やくしゃみでウイルス感染するので、不必要な人混みを避ける

もうすぐ、お母さん・お父さんになられる方！

母親学級に参加してみませんか

保健センターでは、妊婦さんやそのご家族の方を対象に母親学級を実施しています。お話や実習を通して、妊娠中の生活やお産のこと、赤ちゃんの育て方などを学んでいきます。同じ体験をしているお友達とのめぐり会いもあります。

参加希望の方は事前にお電話でお申込ください。

- ◆日 時…11月7日(金)・8日(土)・26日(水)、午前9時00分～
- ◆会 場…保健センター
- ◆持ち物…母子健康手帳、筆記用具、飲み物、ひざかけなど各自必要な物
- ◆参加費…無料

*詳細は保健センターへお問い合わせください。



保健センター予定表 ☎33-2550

10月	1日(水)	ポリオ(平成18年12月生～平成20年4月生)
	2日(木)	
	3日(金)	
	7日(火)	赤ちゃん相談
	20日(月)	3・4か月児健診(平成20年6月生)
	21日(火)	7・8か月児健診(平成20年2月生)
	22日(水)	3歳6か月児健診(平成17年3月生)
	23日(木)	2歳児歯科健診(平成18年9月生)
11月	24日(金)	1歳6か月児健診(平成19年3月生)
	5日(水)	赤ちゃん相談・献血
	7日(金)	母親学級①

※赤ちゃん相談の「個別相談」は予約制です。

休日の医療機関はこちらへ

①休日急患診療所

[本庄市保健センター内☎24-2003]

診察科目…内科・小児科
 診察時間…午前9時～ 正午
 午後1時～ 4時
 午後7時～10時

※健康保険証を持参してください。

②在宅当番医療機関

◆診察は午前中のみとなります。また当番医は変更になる場合もありますので、確認してからお出かけください。

10月 5日(日)	関根外科医院	☎22-3596
10月12日(日)	千田医院	☎76-0041
10月13日(月)	昭和産婦人科	☎22-2025
10月19日(日)	高橋外科整形外科	☎22-6211
10月26日(日)	高山整形外科	☎22-3245
11月 2日(日)	田所医院	☎22-3445
11月 3日(月)	関根外科医院	☎22-3596

小児救急電話相談(#8000)

休日や夜間の子どもの急病(発熱、下痢、おう吐など)時の家庭での対処方法や受診の必要性について、小児科経験のある看護師が相談に応じます。また、必要に応じて医師の助言を受け対応します。

なお、大人の病気などに関する相談、子どもの発育や病気予防など救急でない相談はご遠慮ください。

◆相談方法(電話による相談)

※埼玉県内のどこからでも電話で[#8000]をプッシュすることで、相談窓口につながります(携帯電話からも可)。ダイヤル回線・IP電話の方は[☎048-833-7922]へ。

◆相談受付時間

- ・平日(月～土)
午後7時～午後11時
- ・休日(日・祝・年末年始)
午前9時～午後11時

★受診可能な医療機関をお探しの場合

- ・埼玉県内の病院を紹介
救急医療情報センター(24時間対応)
[☎048-824-4199]
- ・児玉郡、児玉郡市外の病院(群馬県方面も含む)を紹介
児玉郡市広域消防本部(24時間対応)
[☎0495-24-1119]

◆問合せ

埼玉県保健医療部医療整備課医療整備担当
 [☎048-830-3538]

医療トピックス

「頭痛について」

(本庄市児玉郡医師会広報部提供)

安全な頭痛とは

①片頭痛
 女性に多く、25～39才がピークで、20%の割合で前兆(光視症、閃輝暗天、悪心、嘔吐等)を伴います。
 片側性で硬膜動脈拡張が原因と考えられます。

②群発性頭痛

20代前半の男性に多く、片側眼窩後部から始まり流涙、鼻閉を伴うことがありますが、前兆を伴うことはまれです。激しい頭痛のため、歩き回ることが多く頭蓋内頸動脈及び視床下部機能不全による神経障害が原因と考えられます。

③慢性発作性片頭痛

女性に多く、インドメタシンが100%有効です。
 ④緊張型頭痛
 頭痛全体の90%を占め、その75%は女性です。両側性の締め付けられる様な鈍痛、随



伴症状はなく、抑うつ、不安が原因のことが多いです。
 ⑤薬剤反跳性頭痛
 30～40才代の女性に多く、薬剤依存性を生じ易いエルユタシン、鎮痛薬等の乱用患者に多いです。

危険な頭痛とは

ほんの数%ですが、器質的疾患を伴う危険な頭痛の事があります。
 その中には、クモ膜下出血、髄膜炎、頭蓋内圧亢進症、脳腫瘍等があり、頭痛の他に身体的異常を伴います。

危険な頭痛の兆候とは

①激しい頭痛が突発、徐々に増悪
 ②労作、緊張に伴って発現す



③50才以降に初めて出る頭痛
 ④随伴症状(意識障害、記憶障害、発熱、視覚障害、平衡障害、動作不全等)を伴った場合
 以上のような症状があれば市販の薬でこまかさず掛かりつけの医師に必ず相談してください。

**献血にご協力ください！
 ～血液が不足しています～**

日時:11月5日(水) 9:30～12:00

会場:上里町役場

対象:16歳から69歳までの健康な方。

※なお65歳以上の献血については、献血される方の健康を考え、60歳から64歳の間に献血経験のある方に限ります。

※献血間隔やその他不明な点は下記へお問い合わせください。

問合せ:埼玉県赤十字血液センター [☎042-985-6933]